

## 長和町宿泊業事業者給付金支給要領

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく観光需要が落ち込んだ町内の宿泊業事業継続を支援するため、給付金を支給します。

### 2 対象事業者

次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業継続給付金（第2弾）及び新型コロナウイルス感染症対策備品等購入補助金の申請をしていないこと。
- (2) 令和2年6月1日時点で、6か月以上継続して町内で事業を営んでいるもの。
- (3) 旅館業法第3条の規定による旅館業の許可を受けた宿泊業事業者で、令和2年6月から8月までの3か月の平均月額が前年同月平均対比50%以上減少しているもの。
- (4) 創業者について、令和2年2月28日までに創業した者に限る。
- (5) その他町長が認める者
- (6) 給付金の支給後も事業活動を継続する意志があること。
- (7) 原則として、令和2年1月31日までの町税を滞納していないこと。
- (8) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が長和町暴力団排除条例（平成25年12月25日条例第39号）に規定する暴力団等に関与していないこと

### 3 給付金額

- (1) 給付金額は、令和2年4月1日現在で、上田保健所へ届け出てある宿泊定員に7,500円を乗じた額とする。ただし、一施設当たりの上限額を75万円とする。
- (2) 一事業者が町内において、2以上の宿泊業を営業している場合においては、当該全ての施設を対象とする。

### 4 給付金支給回数

1 回限りとする。

### 5 申請期間

令和2年9月1日（火）から令和2年10月30日（金）まで

## 6 申請書類

- (1) 宿泊業事業者給付金支給申請書兼請求書
- (2) 令和2年6月から8月までの3か月の平均月額が前年同月平均対比50%以上減少していることがわかる書類
- (3) 通帳の写し
- (4) 本人確認書類の写し

添付書類の詳細につきましては、申請書兼請求書をご覧ください。

## 7 申請方法

申請窓口は長和町商工会となります。申請する際は必ず商工会へ予約して下さい。  
長和町商工会（電話 68-2651） 予約受付時間：平日の午前9時から午後5時

## 8 給付金の支給

次の表のとおりとします。

申請受付	支給日
9月 1日（火）～ 9月 11日（金）	9月 18日（金）
9月 14日（月）～ 9月 30日（水）	10月 6日（火）
10月 1日（木）～10月 15日（木）	10月 22日（木）
10月 16日（金）～10月 30日（金）	11月 6日（金）

申請書兼請求書の審査を行い交付決定後「交付決定及び振込通知書」を送付します。

給付事業の効率化を図るため、振込先口座の記入について

- ・八十二銀行 丸子支店
- ・信州うえだ農協 よだくぼ南部支所
- ・上田信用金庫 よだくぼ支店
- ・長野県信用組合 丸子支店

をご指定ください。

※上記金融機関や支店が指定できない場合はご相談ください。

## 9 問合せ

長和町商工会 電話 0268-68-2651

長和町産業振興課商工観光係 電話 0268-75-2047（直）